別記様式第７号（第６条関係）

手数料額計算書（基準適合認定申請）

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第４１条第１項の規定による認定の申請）

１　計画の評価方法　　　　　　住宅部分：

　　　　　　　　　　　　　　　□　性能基準　　　　□　仕様基準又は誘導仕様基準

　　　　　　　　　　　　　　　□　モデル住宅法　　□　フロア入力法

　　　　　　　　　　　　　　　非住宅部分：

　　　　　　　　　　　　　　　□　モデル建物法　　□　標準入力法等

２　手数料額の計算

本基準適合認定申請に係る手数料の額は、合計　　　　　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申　請　の　種　類 | | | 適合証等が  ある場合 | 適合証等が  ない場合 |
| □一戸建て住宅の申請の場合 | 床面積 | ㎡ | 別表第２　５の５の(1)のア  円 | 別表第２　５の５の(2)のア  円 |
| □一戸建て住宅以外の建築物の申請の場合 | 住宅部分の床面積の合計  □共用部分を除く | ㎡ | 別表第２　５の５の(1)のイの(ｱ)  ①　　　　　円 | 別表第２　５の５の(2)のイの(ｱ)  ③　　　　　円 |
| 非住宅部分の床面積の合計 | ㎡ | 別表第２　５の５の(1)のイの(ｲ)  ②　　　　　円 | 別表第２　５の５の(2)のイの(ｲ)  ④　　　　　円 |
| 合計 | ㎡ | ①＋②  　　　　　　円 | ③＋④  　　　　　円 |

注

１　申請の該当する□にレを記入してください。

２　別表第２とは、小平市手数料条例別表第２を指します。

３　適合証等とは、申請に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第２条第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいいます。

４　国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とします。